

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例 平成十七年青森市条例第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第二十一条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

施行期日

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

経過措置

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により、同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第一項に規定する教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の青森市議会委員会条例第二十一条の規定は適用せず、この条例による改正前の青森市議会委員会条例第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。